

双葉町立新校整備基本設計・実施設計業務委託
公募型プロポーザル
実 施 要 領

令和6年12月

双 葉 町

1 実施方針

双葉町では、長きに亘る帰還困難区域の解除を受けて、未来を見据えた保育・教育基盤整備を目指して復興する学校のあり方を示す双葉町学校設置基本構想（以下、「基本構想」という。）及び双葉町学校施設整備基本計画報告書（案）（以下、「基本計画（案）」という。）を策定している。その検討に際しては、学校関係者や町民、学識経験者で構成した双葉町学校設置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を検討母体とし、教職員とのワークショップや住民座談会、東京大学主催の児童生徒ワークショップなどの活動を通して多くの想いを集めながら目指す学校像を定め、施設のあり方の議論を重ねてきた。

デジタルテクノロジーの急速な発達をもたらすさまざまな変革の渦の中、これからを生きる子どもたちがどのように学び育つ場となるか、公共の場として市民生活においてどのような役割を担えるかなど、改めて学校のあり方が問われている。双葉町では2年に及ぶ検討委員会の議論を通して、幼保小中一貫教育を軸とした学校づくりを推進し、「世界にひとつの双葉の学校」をコンセプトに掲げ、学校と地域社会、行政が協力してそれを実現することを目指しており、そのための器となる施設整備を行う。

本プロポーザルは、こども園及び小中学校の新園舎・校舎・体育館等の建設にあたり、本事業の主旨を理解し、立地の特性、双葉町の歴史文化、周辺環境との調和・連携等を図りつつ、豊かな創造性と高い技術力、過去に縛られない独創的なアイデアと柔軟な対応能力をもって、双葉町民の期待に応え、子どもたちと地域の未来を拓く学校の設計に意欲的に取り組むことが出来る設計者を選定することを目的としている。

また、一日でも早く復興の道筋を付けるためにも、新しい学校施設の早期完成に向けて、工期を短縮できる工法等の創意工夫が求められる。

選定された設計者は、双葉町が抱えている課題に向き合い、双葉町に寄り添い、チーム学校づくりの一員として検討委員会や住民との対話、教職員や子どもたちとの意見交換会に主体的に参加し、そこで示された意見や要望を柔軟かつ真摯に受けとめ、深く考えながら、基本構想及び基本計画（案）で定められた学校づくりの目標を具現化する施設の設計を進め、その迅速な実現を図ってほしい。

2 業務の概要

（1）業務名

双葉町立新校整備基本設計・実施設計業務委託

（2）業務内容

ア 基本設計・実施設計 一式（別添仕様書案による） ※諸条件の確認・協議・整理を含む

イ 検討委員会や住民、学校関係者との協議の場への参加、資料作成等の運営支援 ※設計に係らない業務については、双葉町が別途支援業務委託の発注を予定している。

（ア）検討委員会。5回程度

（イ）住民ワークショップ。4回程度

（ウ）児童生徒・教職員とのワークショップ。4回程度

ウ 設計工程表の作成と工程管理、各種事前協議、各種申請支援、補助事業申請支援

エ その他、発注者との協議に基づく本業務に係る事項

（3）履行期間

契約日翌日～令和8年10月（予定）

（4）発注者

双葉町長 伊澤 史朗

※なお、本町は、双葉町立新校整備建設事業を推進するうえで、品質管理、コスト管理、スケジュール管理などに係わる技術力を補完する目的で、コンストラクション・マネジメント業者（以下「CMR」という。）に、コンストラクション・マネジメント業務を委託する予定である。本業務に関し、

発注者からの指示に基づいて、CMRから依頼等が行われた場合には、これを発注者からの指示として対応すること。

(5) 事業計画の概要（事業計画については予定であり、今後変更になる可能性がある）

ア 施設名称 双葉町立新校（仮称）

イ 施設の場所 福島県双葉郡双葉町大字新山字東館 1 番地

ウ 施設用途 幼保連携型認定こども園園舎・義務教育学校校舎・同体育館・放課後児童クラブ

エ 敷地条件

(ア) 敷地面積

50,010 m²（現況 平場：36,930 m²、法面：13,080 m²）

ただし、旧双葉中学校の施設台帳に基づく面積であり、今後測量で把握する必要がある

(イ) 地域地区

- ・市街化区域
- ・用途地域：第一種中高層住居専用地域
- ・建ぺい率：60%
- ・容 積 率：200%
- ・高度地区：指定なし
- ・防火地域：指定なし
- ・日影規制：指定なし

オ 施設の条件

(ア) 工事種別

新築工事

(イ) 施設床面積（予定）

- ・園 舎：800 m²
- ・校 舎：4,000 m²
- ・体 育 館：1,800 m²
- ・給食調理室：300 m²
- ・放課後児童クラブ：200 m²

計 7,100 m²

- ・そ の 他：屋外用トイレ・倉庫等

※プールについては、将来的な整備を可能とする施設の配置計画とする。

(ウ) 計画学級数（予定）

当面の規模としては各学年 10 人、最大値として各学年（年齢）20 人程度を想定。

- ・幼保連携型認定こども園

0 歳・1 歳・2 歳児保育（計 60 名程度を想定）

3 歳・4 歳・5 歳児保育（計 60 名程度を想定）

- ・義務教育学校

普通 9 学級＋特別支援 4 学級（全校児童生徒数は最大 180 名程度を想定）

カ 事業予算（予定）

約 70 億円（税別）

※ 事務費（設計・監理費等）、調査費（測量、地盤等）、本体工事費、外構工事費、ICT 環境整備費、家具等備品費を含む。

キ 本業務の委託費（予定）

上限 2 億 5 千万円（税別）

※本業務については、債務負担行為の設定に基づき、契約を行うものであるが、予算の成立を前提に事業化されるものであり、予算が成立しない場合には、いかなる効果も発生しない。

ク その他

別添の資料を参照。

（6）事業スケジュール（事業スケジュールについては予定であり、今後変更になる可能性がある）

令和 7～8 年度：基本設計・実施設計（設計者が作成した積算成果品に対して、一般財団法人ふくしま市町村支援が内容等の確認作業を行う期間（3 か月程度）及び工事業者選定（2 か月程度を含む。）

令和 8～9 年度：本体工事（令和 8 年 10 月着工予定）、付帯工事、校庭整備工事

令和 10 年 4 月：開校

※建設予定地にある中学校旧校舎の解体工事は、令和 8 年 12 月完了予定。

※ただし、開校時にすべての工事を終えることは難しい可能性があるため、一部の校舎等を先行して建設し、開校時に仮使用することもありうる。詳細は基本設計において検討の上、決定する。

3 プロポーザルの概要

（1）選定・特定方式

選定・特定方式は、以下のとおりとする。

ア 参加意向申出書 参加及び要件を確認し、それらを満たさない者のみ失格とする。

イ 第 1 次審査 提案内容の書類審査を行う。参加者から 5 者程度選定する。

ウ 第 2 次審査 第 1 次審査で選定された者を対象にヒアリングを実施し、設計者の資質・能力と提案資料の内容を精査し評価する。最優秀者及び優秀者を特定する。

（2）選定結果の公表及び通知

主要なスケジュールは、以下のとおりとする。

日程		内容
令和 7 年	1 2 月 2 3 日（月）	公示
	1 2 月 2 3 日（月）～ 1 月 2 0 日（月）正午	質問受付及び審査委員会との関連の確認期間
令和 7 年	1 月 2 7 日（月）	質問回答結果の公表（予定） ※HP 上で公表
	1 月 3 1 日（金）正午	参加意向申出書の提出期限
	2 月 7 日（金）	提案資格確認結果通知（予定）
	2 月 1 0 日（月）～ 2 月 2 1 日（金）正午	技術提案書の提出期間
	3 月 4 日（火）	第 1 次審査
	3 月 7 日（金）	第 2 次審査参加要請通知（予定）
	3 月 2 1 日（金）	第 2 次審査（プレゼンテーション） ※当日最優秀・次点を決定
	3 月 2 5 日（火）	結果の公表
	4 月上旬	審査講評の公表（予定） ※HP 上で公表

4 参加表明及び技術提案者の選定

(1) 基本方針

参加意向申出書による選定は、以下で示す基本的な参加要件を満たさない者のみを失格とし、実績の得点化等による評価は行わない。

(2) 参加に必要な基本的要件

ア 単体企業又は複数の者で構成される共同企業体（以下「提案事務所」という。）であること。

イ 共同企業体による提案事務所の代表者は、最大の出資比率の構成員とする。また、全ての構成員の出資比率は20%以上とする。

ウ 令和7年1月31日時点において、提案事務所の代表者が所属又は代表する企業が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所登録をしていること。

エ 提案事務所は、単体企業又は共同企業体の構成員以外のもので、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力事務所」という。）について、業務実施体制提案書内に協力事務所として明記できること。技術提案の内容に即して協力事務所における構造一級建築士又は設備一級建築士の関与が必要な場合には、資格者が従事できること。

オ 提案事務所の代表者は、本業務が完了するまで本業務を責任をもって管理する立場（管理技術者）として従事すること。

カ 管理技術者たる提案事務所の代表者は、日本国内に住所を有する者で、建築士法第2条に定める一級建築士の資格を有すること。

キ 提案事務所が第1次審査を通過した場合は、第2次審査（3月21日（金））に管理技術者が必ず出席できること。

(3) 管理技術者

管理技術者となる者は、平成20年4月以降に竣工し、計画通知又は確認申請に基づく検査済証の発行を受けた下記条件を満たす施設の基本設計及び実施設計業務における管理技術者又は主任技術者としての実績を1件以上有すること。

ア 延床面積：2,000㎡以上

イ 建築基準法別表第一第一項から第三項までの（い）欄を主要用途とする建築物における新築工事

(4) 主任技術者

主任技術者となる者は、平成20年4月以降に竣工し、計画通知又は確認申請に基づく検査済証の発行を受けた下記の条件を満たす施設の基本設計及び実施設計業務における主任技術者又は担当技術者としての実績を1件以上有すること。

ア 延床面積：1,000㎡以上

イ 建築基準法別表第一第一項から第三項までの（い）欄を主要用途とする建築物における新築工事

(5) その他

ア 提案事務所（共同企業体の場合は構成員を含む）及び協力事務所は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 提案事務所（共同企業体の場合は構成員を含む）及び協力事務所は、本プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託者の選定の日までの間に国、福島県又は双葉町からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 提案事務所（共同企業体の場合は構成員を含む）及び協力事務所は、銀行取引停止となっていないこと。

エ 提案事務所（共同企業体の場合は構成員を含む）及び協力事務所は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てをさ

れている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者若しくは更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 提案事務所（共同企業体の場合は構成員を含む）及び協力事務所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

カ 提案事務所（共同企業体の場合は構成員を含む）及び協力事務所は、双葉町が本公募に対する支援業務を委託している（ア）及び（イ）に示す者と資本面及び人事面で関連していない者であること。また、応募に対して次に示す者から直接又は間接に支援を受けることはできない。ただし、審査期間中は下記（イ）の委員名は非公開とすることから、委員との関連の有無を確認したい者は、5（4）に示す方法で、該当の有無の確認申請をすること。この結果は申請者に対して個別に書面にて回答する。

（ア）株式会社 教育環境研究所

（イ）審査委員会委員

キ 以上の事項を遵守し、提出物において虚偽の記載を行わないこと。

（6）参加意向申出書の作成方法

参加意向申出書は、別添の書式（様式第1号～第5号）に基づき作成する。

ア 参加意向申出書（表紙）（様式第1号）

イ 管理技術者の経歴（様式第2号）

ウ 管理技術者の業務実績（様式第3号）

エ 主任技術者の経歴（様式第4号）

オ 主任技術者の業務実績（様式第5号）

※業務実績を証明する資料の写しをあわせて添付すること。

カ 提案事務所又は共同企業体による提案事務所の代表事務所の建築士事務所登録通知書の写し、若しくは建築士事務所登録証明書（原本）

5 参加手続き及び質問書の提出、審査委員会との関連の確認の方法

（1）担当先

双葉町教育委員会事務局 教育総務課

住 所：〒974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4

電 話：0246-84-5210

電子メール：kyouiku@town.futaba.fukushima.jp

担 当：相川、川浪

（2）参加意向申出書の提出

ア 提出期限

令和7年1月31日（金） 正午まで

イ 提出先

上記5（1）参照

ウ 提出方法

上記5（1）の電子メールアドレスにPDFにて添付またはPDFファイルのダウンロード先を明記

の上提出すること。メールの宛名に「教育総務課長宛 参加意向申出書提出」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

エ 提出書類

上記4（6）参照

オ 提案資格確認結果通知

参加意向申出書に記載された電子メールアドレス宛に提案資格確認結果を通知する。

（3）質問書の提出

ア 提出期限

令和7年1月20日（月） 正午まで

イ 提出先

上記5（1）参照

ウ 提出方法

質問がある場合は、電子メールにより公募型プロポーザルに関する質問書（様式第6号）をPDFにて添付し提出すること。郵送、ファックス、電話又は口頭等での質問は受け付けない。また、質問事項は簡潔に記入することとし、記入欄が足りない場合は、適宜記入欄又は用紙を追加して作成すること。

なお、原則、再質問は受け付けない。

エ 回答方法

令和7年1月27日（月）（予定）にHP上に公表する。

（4）審査委員会との関連の確認

ア 申請期間

令和7年1月20日（月） 正午まで

イ 提出先

上記5（1）参照

ウ 申請方法

審査会の委員との関連の有無の確認を受けようとする者は、電子メールにより審査委員会との関連確認申請書（様式第8号）及び申請者一覧表（様式第9号）に必要事項を記入の上、をPDFにて添付し提出すること。郵送、ファックス、電話又は口頭等での申請は受け付けない。

エ 確認結果の通知

申請に基づく確認結果は、申請後1週間を目途に申請者に電子メールで通知する。

6 第1次審査及び第2次審査における評価及び特定方法

（1）基本方針

評価は「業務実施方針説明書」及び「提案説明書」からなる「技術提案書」によって行う。

「技術提案書」は、設計業務における取組意欲や実施能力を図るものであり、当該業務の具体的な設計内容を求めるものではない。設計作業は、検討委員会・教職員等との意見交換をふまえて、双葉町教育委員会事務局を交えた定例会議を協議の場として進めるものとする。

（2）提案資料の作成方法

ア 業務実施方針説明書

（ア）記載内容

当該業務の取り組み姿勢、学校関係者・町民等の意見収集と反映に関する考え方、業務を迅速かつ円滑に進める提案事務所及び協力事務所の人員配置等の実施体制を記載すること。また、説明を補足するために関連するこれまでの業務実績を記載する場合は本プロポーザルとの関係性を示すこと。

(イ) 作成方法

- ・ A 3 用紙ヨコ 1 枚で記載すること。
- ・ 文字は読みやすい大きさとすること (10 ポイント以上)。
- ・ 業務実施方針説明書の右上隅に、返信された提案資格確認結果通知書に記載されている登録番号を記載すること。番号の大きさは 12 ポイントとする。

イ 提案説明書

(ア) 記載内容

基本構想及び基本計画（案）を踏まえ、下記のテーマに配慮した提案及び実施方針を記載すること。

テーマ 1 基本構想及び基本計画（案）に示された「目指す学校像・学校施設の姿」、「整備方針」をもとにそれを実現する配置計画、空間計画、イメージについて

テーマ 2 立地条件を踏まえ、周辺環境との関係性や地域の気候風土等を考慮した施設環境について

テーマ 3 建設工期短縮の考え方及び建設費と維持管理費の低減について

(イ) 作成方法

- ・ A 3 用紙ヨコ 2 枚で記載すること。
- ・ 文字は 10 ポイント以上とすること。
- ・ 説明を補足するイメージスケッチや簡易パース等の図表を用いてよい。
- ・ 提案説明書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む）の人名、社名、人物写真等を記載しないこと。
- ・ A 3 用紙の提案説明書の右上隅（2 枚とも）に、提案資格確認結果通知書に記載されている登録番号を明記すること。番号の大きさは 12 ポイントとする。

(3) 評価の手順

ア 第 1 次審査

提案説明書について各委員の評価点を基本に評価し、第 2 次審査対象者を選定する。

第 2 次審査対象者には、ヒアリングに係る説明書を参加意向申出書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

イ 第 2 次審査

業務実施方針説明書とヒアリングをふまえて、第 1 次審査時の評価点の見直しを図るとともに、ヒアリング等の印象点を加算する。

(ア) 提案者の説明は、第 1 次審査時に提出した提案資料に基づきパワーポイント等を用いて行うものとし、新たな資料の作成、提出及び提示は認めない。

(イ) 最終的な特定者の決定に当たっては、各委員の意見・評価を踏まえ、全ての委員の合意に基づき判断するものとする。

(4) 審査委員会

受注候補者の選定に係る審査は、学識経験者を含む 7 名の委員により構成された審査委員会で行う。なお、審査の公平性に影響を与える行為は厳禁とする。

ア 審査日

(ア) 第 1 次審査会（非公開）：令和 7 年 3 月 4 日（火）

(イ) 第 2 次審査会（非公開）：令和 7 年 3 月 21 日（金）

7 技術提案書の提出方法

(1) 提出先

双葉町教育委員会事務局 教育総務課

住 所：〒974-8212 福島県いわき市東田町2丁目19-4
電 話：0246-84-5210
電子メール：kyouiku@town.futaba.fukushima.jp
担 当：相川、川浪

(2) 技術提案書の提出

ア 提出期間

令和7年2月10日(月)～21日(金) 正午まで

イ 提出方法

郵送又は宅配便(提出期限まで必着とし、配達記録が残るものに限る。)により提出すること。提出する封筒には赤字で「提案資料在中」と記載すること。提出書類の持参は受け付けない。

ウ 提出書類

(ア) 技術提案書(様式第7号) 1部

(イ) 業務実施方針説明書(A3) 15部

(ウ) 提案説明書(A3) 15部

※提案説明書は、1部ごとに左上をホッチキスで綴じること。

(エ) (ア) から (ウ) に掲げる書類の電子データ 2部(CD-R又はDVD-R)

※保存する電子データは、PDF形式1ファイルとすること。

※電子データには、参加表明受領書に記載されている登録番号を貼ること。

8 交付する書類及び資料

書類及び資料はすべてHP上のみで交付する。郵便等による資料送付は原則として行わない。

(1) 実施要領及び様式集

ア 双葉町立新学校整備基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

イ 様式集

ウ 双葉町立新学校整備基本設計・実施設計業務委託に係る特記仕様書(案)

(2) 資料編

資料1：双葉町新学校施設整備基本計画報告書(案)

資料2：計画敷地図 ※CADデータは配布しない。

資料3：計画敷地広域図 ※CADデータは配付しない。

資料4：計画敷地現況配置図

資料5：計画敷地ボーリング調査

資料6：令和2年度計画敷地地すべり観測調査報告書

資料7：令和6年度双葉町教育要覧(抜粋)

9 評価基準

評価は技術提案書の内容、プレゼンテーションの内容等について、次の評価項目に基づき各委員が採点を行った上、審査委員会における協議に基づき決定するものとする。

評価項目	評価事項
①業務の理解度・実施体制	・本事業の主旨を理解し、双葉町の現状と課題に寄り添い、関係者協議に柔軟に応じながら業務を迅速かつ的確に遂行できる人員配置体制や役割分担などについて評価する。
②業務遂行に関する能力・経験考え方	・各種事前協議や申請手続き、それをふまえた設計工程管理や事業を円滑に進めるための工事発注等の発注者支援の能力・経験について評価する。
③目指す学校像・学校施設の姿	・目指す学校像・学校施設の姿・整備方針を具現化する提案内容の的確性、魅力、技術力に裏付けられた実現可能性について評価する。
④サステナブル・デザイン	・立地条件を踏まえ、復興まちづくりや周辺環境との関係性や地域の気候風土等を考慮した施設環境について評価する。 ・長寿命化、災害対策、環境配慮などについて評価する。
⑤建設工期・コスト管理	・建設工期短縮の実現可能性と建設並びに維持管理費用の低減の妥当性について評価する。
⑥プレゼンテーション・ヒアリング	・説明と質疑応答の的確性・柔軟性・協働性などについて評価する。

10 その他

(1) プロポーザル参加に係る費用負担

提出書類の作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。

(2) 現地見学会

場所：福島県双葉郡双葉町大字新山字東館1番地（双葉中学校旧敷地）

日時：1月15日（水） 午後1時半 から 午後3時半 まで

※見学を希望する場合は、会場へ直接来ること。（自動車可）

※見学会以外の日時は、敷地内立ち入り禁止。

(3) 提出書類の取り扱い

ア 提出書類は、返却しないものとする。

イ 提出書類は、選考及び一般公開の目的以外で、無断で使用しないものとする。

ウ 提出された提案説明書等の著作権は、応募者に帰属するものとする。ただし、双葉町が必要と認めた場合には、無償で利用できることとする。

エ 提出書類は、必要な範囲内において複製することができるものとし、HP上で公表することがある。

(4) 契約

審査の結果、受託候補者として選定した者と委託内容、委託金額、契約条件等について協議した上で、予算の範囲内で契約を締結する。

(5) その他

ア 本業務を受託した設計者（協力を受けるほかの設計者を含む）が、製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められた場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る公示の入札参加、又は、当該公示を請け負うことが出来ない。

- イ 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、病休、死亡又は退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ウ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- エ 本業務を受託した設計者は契約書を持って双葉町との契約を締結する。
- オ 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して双葉町は一切の責任を負わないものとする。
- カ 参加提案者の手続き及び提出書類に瑕疵があることが判明した場合には、審査委員会で審査を行い、瑕疵が重大または悪質であり、公平性、公正性を著しく損なう恐れがあると認められた場合は、プロポーザルに係る決定事項を取り消すことができる。